

令和 7 年 6 月 2 日

関係各位 殿

徳島県剣道連盟
会長 西谷 肇 一

剣道稽古中等に発生した重大事故の届出について

全日本剣道連盟（以降【全剣連】と称する）は、剣道の安全性を重んじ「生涯剣道」を願う観点から、剣道における重大事故に強い関心を持っており、対応策・予防策を作り上げることを目的として、全国各地で発生した事故に関して情報収集の充実を図ることとなりました。

剣道の稽古・試合・審査及び講習会などで起こった事故で、入院を要するもの或いは入院治療と同等の治療を受けた場合など剣道の安全性に対して懸念が生じると考えられる場合には、徳島県剣道連盟を通じて全剣連へ報告する必要がありますので、下記により報告をお願いします。

事故のカテゴリーは、

- (1) 頭部・頸部などの打撲による障害（脳しんとうを含む）
- (2) 突きによる頸動脈損傷など喉頭部を含む障害（それに起因する二次的障害）
- (3) 竹刀の破損による眼などの外傷、施設・用具の不備などによる事故
- (4) 熱中症（重症度Ⅱ度以上とみられた場合）
- (5) アキレス腱などを含む腱断裂や筋断裂
- (6) その他（稽古中・試合中の脳卒中、心筋梗塞、心停止など）

となっています。

重大性の判断は、全剣連の医・科学委員会の方で行うので、その判断に迷う場合は、躊躇せずに報告して下さい。

なお、報告要領は、全剣連への報告が事故発生後 1 週以内とされていますので、できるだけ速やかに別紙の様式に手書きで構いませんので必要事項を記入し徳島県剣道連盟へファックス等により送付して下さい。

以 上

【本件問合せ先】

事務局 佐賀 博史 ☎ 090-3180-2310